



# スクールロイヤーだより

令和4年度第1号（令和4年4月発行）

**重要**

年度初めに

**学校いじめ防止基本方針を確認してください！**

いじめへの対応について、年度初めに「学校いじめ防止基本方針」を改めて確認し、内容を熟知しておいてください。

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

児童生徒に対し、その児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

**CHECK!**

行為を受けた児童生徒が苦痛を感じているものは、すべて「いじめ」として対応する必要があります。「1回きりの行為」「お互い様」「ふざけていただけ」であっても、いじめではないということにはなりません。

## 【いじめの情報を得たときは】

各学校の「学校いじめ防止基本方針」で定められた報告手順に従って管理職まで報告を行い、学校いじめ対策組織で情報を共有してください。



## 【情報共有後の対応】

- **事実の確認**  
（いじめ行為がいつ・どこで・誰から・どのように行われたのか、など）
- **いじめを受けた児童生徒の安全確保など継続的な支援**
- **いじめを行った児童生徒への継続的な指導**
- **双方の保護者への連絡**
- **観衆・傍観者への指導**

**記録を残す！**

～子どもが「大丈夫」「今はもう大丈夫」「何もしなくて大丈夫」と言ったら？～

その場合も、法律や基本方針に沿った対応が必要です。

「何もしないでほしい」という希望がある場合でも、その児童生徒の安全を確保し、再発を防ぐことが必要です（例：見守り、声掛け等）。

必ず報告を行い、組織で対応してください。また、記録も残してください。

